

真言宗智山派



多摩教区で講習会 寺院会計考える

東京多摩教区は11月25

日、東京都八王子市の八王子エルシーで秋期講習会を開いた。「これから

り継承していくために、会計の面でどう注意するべきかを考える機会とした。

講演に先立ち大山義順教区長は「資産運用など分からない部分も多いも

の寺院会計
―寺院を護
持するため
に―をテー
マに、独立
系ファイナ
ンシャルア
ドバイザー
の松岡弘頼
氏が講演し
写真。寺院
を未来へ守

のだが、講演を通して新
たな寺院経営について研
鑽を積んでいただきた
い」と挨拶した。

松岡氏は人口減少や少

子高齢化、価値観の多様
化などで寺院を取り巻く
環境が大きく変化しつつ
あることに触れ「お寺の
資産運用は利益よりも資

産保全が目的」とした上
で「寺院護持のための選
択肢の一つとして資産の
有効活用がある」と講じ
た。

物価上昇率や金利の動
きを図で示し、資産保全
の重要性を説明。主要宗
派の動向や国の年金運用
などの例を示しながら

「卵を一つの籠に盛るな」

という金融業界の格言を
引用し「お寺さんの財源
には檀信徒の方からの浄
財も含まれている。だか
も被害が発生しているこ
ろこそ、損はできない。
リスクを抑えるためにも
国内外の株式、債券など
に分散投資することが重
要だ」とアドバイスした。

また松岡氏は、近年宗

教法人を狙った投資詐欺
が多発し、都内の寺院で
も被害が発生しているこ
とにも言及。「必ずもう
かるということはない。
聞こえのいい話に
は、注意を」と呼び掛け

ご確認ください

この書面は金融商品仲介業者（以下、弊社）が所属金融商品取引業者等の委託を受けて行う金融商品仲介業に関し、広告又は広告類似配布物をお客様にお渡しする場合に一緒にお渡しする書面です。お取引前に下記内容をご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

広告等補完書面（金融商品取引法66条の10（広告等の規制）に基づく表示）

金融商品仲介業者の商号 I F A 法人 M K 3 株式会社
登録番号：関東財務局長（金仲）第734号

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号、
商品先物取引業者

加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会、
日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号

加入する協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

ご確認ください

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等（上記記載）の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。